

インターネットで誹謗中傷を受けてしまったら・・・

ホームページや掲示板で、プライバシーの侵害や差別的な書き込みを受けるといった人権侵害を受けた場合には、情報発信者や情報サイトの管理人、プロバイダなどに記事の削除を求めることができます。

もし、個人で解決できない場合には、法務局などの人権擁護機関に相談してください。被害者からの相談を受け、プロバイダ等への発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除依頼の仕方について助言を行っているほか、個人で被害を回復するのが困難な事情があると認められる場合には、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に基づいた削除等の対応について、個人に代わってプロバイダ等への依頼も行っています。

プロバイダ責任制限法

正式名称：「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」

この法律は、プロバイダが、インターネットの悪用によって人権侵害を受けた被害者を救済しやすくする目的で設けられ、以下のような規程が定められました。

被害者からの削除要請を受け、プロバイダ等が問題情報を削除するとき、発信者から「表現の自由の侵害」等によって訴えられたとしても責任を問われない。

他人の権利が侵害されていると判断できるとき。

被害者から、関係するプロバイダ等に対し、情報発信者に関する情報の開示を請求できる。

権利が侵害されたことが明らかであり、開示を受けるべき正当な理由があるとき。